

様式第4号（第11条関係）

基産第1374号

令和4年2月4日

第4区 区長 天本 富孝 様

基山町長 松田 一 七



### 基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

#### 1 提案の取り扱い

令和3年12月27日付けで提案のあった「宮浦住吉地区農業用水路の護岸改修」につきましては、農業者個人または農業者団体に対し、田畑への影響を防止することを目的に行う、水路の新設・改良事業に基山町農業・農村振興整備事業補助金を交付することができます。

また、道路と一体となっている護岸につきましては、護岸の損傷等により通行に支障をきたすことがないように町道側の護岸の補強等を行い道路の適正な維持管理に努めます。

#### 2 取扱いの理由

農業用水路の管理につきましては、地域の方々により行われており、町でも基山町農業・農村振興整備事業補助金により支援を行っておりますので、維持管理及び補助金制度の活用により護岸を含む農業用水路の改善の検討をお願いします。

また、提案の中の、道路下部への流水により道路下部が侵食されたことにより生じたと思われる舗装面の亀裂ですが、現地を確認したところ、亀裂については、舗装面の劣化により生じたと考えられ、護岸の損傷が起因したものではないと考えており、道路側の護岸については、損傷箇所の適切な補強を行うものです。